

まちの今...これから

●株式会社西武ライオンズと連携協力に関する基本協定を締結

3月22日(日)、狭山市をはじめ、所沢市・飯能市・入間市・日高市の各市と株式会社西武ライオンズが連携協力に関する基本協定を締結しました。

この協定は、スポーツ振興や青少年育成などの各分野で協働して事業に取り組み、地域社会の発展や市民サービスの向上を目指しています。今後、さまざまな連携事業を実施していきます。



問合せ政策企画課へ内線7133

●自治会加入促進に関する協定を締結

3月23日(月)、狭山市と狭山市自治会連合会、公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部所沢支部(以下「所沢支部」という)の三者が、明るく住みよい安全で安心なまちづくりを目的として、「自治会加入促進に関する協定」を締結しました。

この協定は、狭山市及び近隣の同協会所沢支部の会員事業所が協力店となって、住宅購入者や賃貸住宅などの入居者へ自治会加入啓発用チラシを配布し、自治会への加入を働きかけるものです。転入・転居者の自治会加入率の増加が期待されます。問合せ協働自治推進課へ内線2512

第6期狭山市高齢者福祉計画

介護保険事業計画がスタート

今月から第6期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画がスタートしました。この計画は、高齢者人口の推移や介護サービスの利用実績などを基に3年ごとに見直してきたもので、第6期は平成27年度～29年度を計画期間としています。今月は、介護保険制度改正の概要と第6期計画に掲げる施策、27年度～29年度の65歳以上の方の介護保険料についてお知らせします。

介護保険制度の改正

高齢社会が進行し、要介護者が増加していることなどを踏まえ、主に次の制度改正を行いました。

- ◆地域包括ケアシステムの構築
高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、支援体制の構築が義務づけられました。これにより、包括的支援事業に、在宅医療・介護連携の推進、認知症施設

市の新しい高齢者福祉計画・介護保険事業計画

平成27年度からの新たな計画でも、目指すべき将来像として「高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で、互いに支え合い、安心して生活できるまち」を掲げました。制度改正の内容などを踏まえた主要課題に対応すべく7つの基本施策を設定し、この将来像の実現を目指します。また、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目標に、地域包括ケアシステムを構築します。

◆計画の閲覧・入手方法

同計画はホームページや介護保険課の窓口でご覧いただけるほか、市役所2階行政資料室では、1部1千円で有償頒布をします。

◆介護保険料が改定

27年度～29年度の第一号被保険者(65歳以上の基準額は、月額4千493円となりました。また、保険料段階を所得水準に応じて、12段階の設定としました。介護サービスは公費に加え、第一号被保険者と第二号被保険者(40歳以上65歳未満)の保険料を財源としています。介護が必要になったときに安心してサービスが利用できるよう保険料の納付をお願いします。

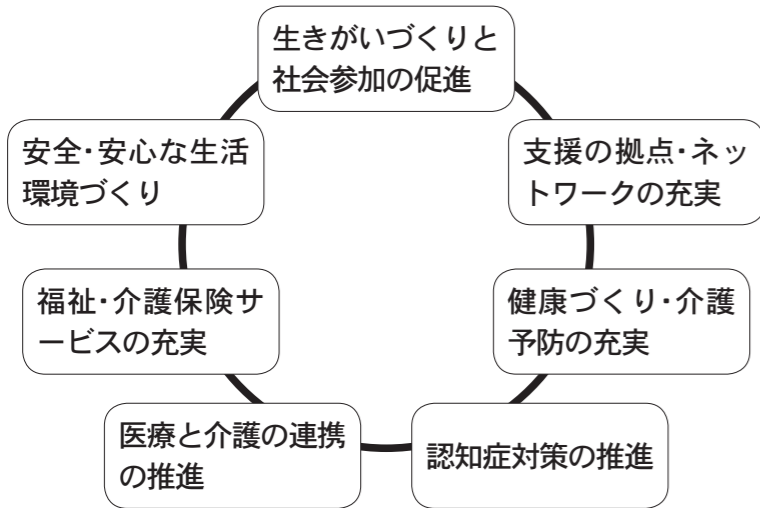
◆介護保険料の納め方

7月上旬に市から特別徴収開始通知書と納入通知書を郵送します。「特別徴収開始通知書」は、保険料が年金から差し引かれる方に送付します。なお、納入通知書でお支払いの方は、口座振替を利用することができます。

問合せ

- 高齢者福祉に関すること
高齢者支援課へ内線1572
- 介護保険事業に関すること
介護保険課へ内線1553

第6期計画の7つの基本施策



第6期計画期間介護保険料(平成27年度～29年度)

段階	対象	保険料率	年額保険料※
1	生活保護の受給者か住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	基準額×0.50	26,900円
	住民税非課税世帯で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円以下		
2	住民税非課税世帯で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円超で120万円以下	基準額×0.70	37,700円
3	住民税非課税世帯で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額120万円超	基準額×0.75	40,400円
4	住民税課税世帯で本人は住民税非課税。本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円以下	基準額×0.90	48,500円
5	住民税課税世帯で本人は住民税非課税。本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円超	基準額	53,900円
6	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円未満	基準額×1.10	59,300円
7	125万円以上200万円未満	基準額×1.25	67,300円
8	200万円以上500万円未満	基準額×1.50	80,800円
9	500万円以上800万円未満	基準額×1.60	86,200円
10	800万円以上1,000万円未満	基準額×1.70	91,600円
11	1,000万円以上1,500万円未満	基準額×1.85	99,700円
12	1,500万円以上	基準額×2.00	107,800円

※お支払いいただく年額保険料は基準額(月額4,493円)を基に算出した額です

策の推進、地域ケア会議の強化、生活支援サービスの基盤整備が加わりました。また、特別養護老人ホームの重点化として、新規入所の要件が原則として「要介護3」以上になります。

◆費用負担の公平化など
低所得者の保険料軽減割合を拡

大するため、市民税非課税世帯に公費が投入されます。

また、原則として合計所得金額が160万円以上の方は、8月から介護サービス利用時の自己負担率が現状の1割から2割に引き上げられます。さらに、特別養護老人ホームなどの施設入所者の食費や居住費を補てんする「補足給付」の要件に、資産などが追加されました。